

職業紹介事業に係る手数料の返戻金制度規定

情報ベンチャー協同組合

- 一、 本所は、求人者の依頼に対して手数料表を明示するとともに、サービスの種類及び内容においてそれぞれに返戻金を定める。

①求人を受け付ける時の事務費用

原則として返金致しません。

②求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】

成功報酬に対して、当該職業紹介における内定者が、入社日以降3か月以内に本人の一身上の都合で退職した場合は、原則として本所は同等の能力を有する候補者を求人者に推薦するものとする。但し、候補者の推薦が困難な場合等は、受領した成功報酬を次のように返金する。自然災害や戦争その他の変乱、世界的な感染症等特殊な外的要因による場合は協議の上金額を決定する。

- | | |
|------------------|--------|
| i. 入社後1か月以内 | ・・・80% |
| ii. 入社後1か月超3か月以内 | ・・・50% |

③求人の充足に向けた求人者に対する専門的なサービス【職業紹介の付加サービス】

原則として返金致しません。

2020年 4 月 27 日

許可・届出番号 28・ユ・300431

情報ベンチャー協同組合

代表理事 菱川 照章